

「広島司法書士青年の会」会則

(創立：昭和45年8月30日)

第1章 総 則

第1条 (名称)

当会は、「広島司法書士青年の会」と称する。

第2条 (目的)

当会は、青年法曹人としての自覚にたち、会員相互の友愛と理解を深め、連帯行動によってその業界の発展と近代化を図り、自主的な司法書士制度と豊かな未来像の実現を目的とする。

第3条 (事業)

当会は、前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡、協議
- (2) 関連機関への建議
- (3) 友好団体との交流
- (4) 法令の調査、研究
- (5) 研修会、相談会の実施
- (6) その他当会の目的を達成するために必要な事項

第4条 (事務所)

当会の事務所は、会長事務所内に置く。

第2章 会 員

第1節 会員の定義

第5条 (会員)

1. 当会は、正会員及び準会員をもって組織する。
 - (1) 正会員 広島司法書士会員で、当会の活動の運営及び実行又は当会の活動に参加する者
 - (2) 準会員 司法書士登録をしていない司法書士となる資格を有する者で、当会の活動に参加する者
2. 準会員が司法書士登録をした場合、正会員となる。

第2節 入会及び退会の手続等

第6条（入会）

入会希望者は、当会規定の入会届を、会長に提出しなければならない。

第7条（入会の拒否）

1. 入会届の提出をした当該入会希望者が、当会の趣旨・目的に反する行為を行うおそれがあると認められる場合には、役員会の決議により、入会の拒否をすることができる。この場合において、あらかじめ、当該入会希望者と面談等を行わなければならない。
2. 前項の議決に基づき、入会を承認したときはその旨を、入会を拒否したときはその旨及びその理由を当該入会希望者に通知しなければならない。

第8条（退会）

退会希望者は、当会規定の退会届を、会長に提出しなければならない。

第9条（みなし退会）

1. 次の者は退会したものとみなす。
 - (1) 会費を2年分以上滞納した者（当会から3ヶ月以上の期日を定めて納入すべき旨の催告を受けたにもかかわらず、その期日までに滞納会費を納入しないときは、当該会員は、その翌日から会員である資格を失う。）
 - (2) 司法書士会会員でなくなった者

第10条（除名）

会員が、当会の趣旨・目的に反する行為を行った時には、総会の決議により、除名することができる。但し、除名する場合には、総会にて当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 総 会

第11条（総会）

総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎会計年度終了後3ヶ月以内に開催し、臨時総会は必要に応じて招集する。

第12条（総会の組織）

1. 総会は、正会員で組織する。

2. 準会員は、総会に出席し、意見を述べることができる。

第13条（総会の招集）

1. 総会は、会長が招集する。

2. 会長は、正会員の5分の1以上の者から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を提出して総会の招集の請求があった場合には、2カ月以内の日を会日とする総会を招集しなければならない。

3. 総会を招集するには、会議の日時、場所及び会議の目的を記載した書面又は記録した電磁的記録をもって、会員に対し通知しなければならない。

第14条（議長）

総会の議長は、正会員の中から総会で選出する。

第15条（総会の権限）

総会は、次の事項について決議する。

- (1) 予算及び決算に関する事項
- (2) 会則の制定及び変更に関する事項
- (3) 会員の除名に関する事項
- (4) 役員会において総会に付議すべき旨決議した事項
- (5) 総会において審議することを相当と決議した事項

第16条（決議の要件）

1. 正会員は、1人1個の議決権を有するものとし、総会の決議は、出席正会員の議決権の過半数で決する。但し、第15条第1項第3号については出席正会員の議決権の3分の2以上で決するものとする。

2. 可否同数の場合は議長が決する。

3. 正会員は、他の議決権を有する正会員を代理人として、議決権を行使することができる。この場合において、代理人は、当会が定める代理権を証する書面を当会に提出しなければならない。

4. 総会の決議において特別利害関係を有する者は議決権を行使することができない。この場合の議決権の数は、第1項の議決権の数に参入しない。

第4章 役員及び役員会

第17条（役員）

当会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 6名以内
- (3) 直前会長 1名
- (4) 幹 事 20名以内
- (5) 会 計 1名
- (6) 会計監査 1名

第18条（役員を選任及び任期）

1. (1) 会長、副会長、会計監査は、総会において当会の正会員のうちから選任する。
(2) 会長が辞任等の止むを得ない事由により、任期途中で退任することになった場合、副会長の互選により会長代行を選任する。但し、副会長の協議により、臨時総会においてその後任者を選任することもできる。
2. 直前会長は、任期満了で退任した直前の会長が就任する。
3. 幹事及び会計は、正・副会長及び直前会長が協議した上で、定時総会終了後1ヶ月以内に会長が指名する。
4. 役員任期は、就任後第1回目の定時総会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。
5. 補欠又は増員で就任した役員任期は、現任役員任期の満了すべき時までとする。

第19条（役員職務）

1. 会長は、当会を代表し、当会の業務を統轄する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に支障のあるときは、その職務を代行する。
3. 直前会長は、会長及び副会長を補佐する。
4. 幹事は、会務を分担して処理する。
5. 会計は、会計事務を処理する。
6. 会計監査は、会計を監査する。

第20条（役員会）

1. 役員会は、会長、副会長、直前会長、幹事、会計をもって構成し、会長がこれを招集する。議決の要件は、出席した役員過半数をもって決する。
2. 次に掲げる事項は、役員会の議決を経なければならない。
 - (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 規則の制定及び改廃
 - (3) 会の業務の執行に関する事項

(4) 会員の入会に関する事項

第5章 会 計

第21条（会計年度）

当会の会計年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

第22条（経費）

当会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもってこれにあてる。

第23条（会費）

1. 会費は、正会員1名につき年額金24,000円とし、請求書到達後1ヶ月以内に一括納入しなければならない。但し、会計年度の中途において入会する正会員の会費は、金2,000円にその年度の残余の月数を乗じた金額とし、登録時にこれを納入するものとする。
この場合、入会月は除外して計算する。
2. 司法書士の登録後3年未満の正会員については、入会時より1年間に限り会費を免除する。なお、司法書士の登録後3年未満の者が会計年度の中途において入会し、入会時より1年を経過した場合の会費は、金2,000円に当会入会の日から起算して1年を経過した日からその年度の残余の月数を乗じた金額とし、当会入会后1年を経過した時にこれを納入するものとする。
この場合、入会月は除外して計算する。
3. 会計年度の中途において、退会する正会員の会費は、金2,000円にその年度の月数を乗じた金額とし、退会時に清算する。
この場合、退会月は1月として計算する。
4. 準会員の会費は、年額12,000円とし、請求書到達後1ヶ月以内に一括納入しなければならない。
5. 準会員については、入会時より1年間に限り会費を免除する。なお、準会員が会計年度の中途において入会した場合の会費は、金1,000円に当会入会の日から起算して1年を経過した日からその年度の残余の月数を乗じた金額とし、当会入会后1年を経過した時にこれを納入するものとする。
この場合、入会月は除外して計算する。
6. 会計年度の中途において、退会する準会員の会費は、金1,000円にその年度の月数を乗じた金額とし、退会時に清算する。
この場合、退会月は1月として計算する。

(付則)

- (1) 本会則は、昭和45年9月1日より施行する。
 - (2) 昭和50年 7月20日一部改正。
 - (3) 昭和53年 4月22日一部改正。
 - (4) 昭和56年 4月11日一部改正。
 - (5) 昭和62年 2月 5日一部改正。
 - (6) 平成 3年 3月 2日一部改正。
 - (7) 平成 4年 2月15日一部改正。
 - (8) 平成 5年 2月27日一部改正。
 - (9) 平成 8年 4月20日一部改正。
 - (10) 平成11年 3月13日一部改正。
 - (11) 平成12年 3月11日一部改正。
 - (12) 平成23年 3月11日一部改正。
 - (13) 令和 5年 3月29日一部改正。
- 本会則改正施行時において賛助会員である会員は、施行後、正会員とする。
- (14) 令和 6年 3月27日一部改正。